

生駒市立生駒北小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、子ども一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

① いじめの定義

他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（インターネットを通じて行われるものを含む。）
「いじめ防止対策推進法 第2条」より

② いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

① いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定め、組織的に対応する。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権担当・養護・担任

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 … スクールカウンセラー

医師 … 学校医

教員・警察官経験者 … 警察スクールサポーター

【校務分掌図を参照する】

② いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取り組み

【いじめの防止】・・・児童の行動の様子を把握する 定期的なアンケート調査
欠席日数の検証

① 教師間の共通理解

いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点、いじめとは何かを列挙して掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動を推進する。

③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

授業についていけない焦りや劣等感が過度のストレスとならないようにする。

わかりやすい授業・一人一人が活躍できる集団づくりを目指す。

ストレスに適切に対処できる力をつける。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

児童が活躍でき、他者の役に立っている感じることができる取組みを推進する。

⑤ 児童自らの取り組み

児童がいじめとは何かを理解し、児童会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置を行う。

【早期発見】

定期的なアンケート、教育相談、休み時間や放課後の雑談、個人ノート、生活ノート、教職員と児童との日記、個人面談、家庭訪問等を活用し、いじめの早期発見に努める。

【いじめに対する措置】

- ・どんなことがあっても「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめる側が悪い」という強い認識を持ち、対応、指導等を行う。
- ・学級だけの問題とせず、教師が連携しながら組織的に対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断されるときは、いじめられている児童の保護の観点からためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であるあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ・ネット上の書き込みなどについては直ちに削除する措置(プロバイダに対して削除を求める等)をとる。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。